

岡崎市予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条第1号イ(ア)の規定に基づき、予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、実施要綱の例並びに、次に定めるところによる。

- (1) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (2) 予防専門型通所サービス費用基準額 施行規則第140条の63の2第1項第1号イにより算定した費用の額（その額が現に当該予防専門型通所サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に予防専門型通所サービスに要した費用の額とする。）をいう。

(予防専門型通所サービスの事業を行う者の指定)

第3条 予防専門型通所サービスの事業を行う者（以下「予防専門型通所サービス事業者」という。）は、法人でなければならない。

(一般原則)

第4条 予防専門型通所サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第5条 予防専門型通所サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等の状態の維持若しくは改善を

図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第6条 予防専門型通所サービス事業者は、当該事業を行う事業所（以下「予防専門型通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「予防専門型通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 予防専門型通所サービスの提供日ごとに、当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 予防専門型通所サービスの単位（予防専門型通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該予防専門型通所サービス事業者が指定通所介護事業者（岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第59号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第40条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と当該指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第39条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は当該指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス等基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における予防専門型通所サービス、当該指定通所介護又は当該指定地域密着型通所介護の利用者をいう。）に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 予防専門型通所サービスの単位ごとに、当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該予防専門型通所サービスを提供している時間数（以下「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該予防専門型通所サービス事業所の利用定員（当該予防専門型通所サービス事業所において同時に予防専門型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、予防専門型通所サービスの単位ごとに、当該予防専門型通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該予防専門型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員をいう。以下同じ。）を、常時1人以上当該予防専門型通所サービスに従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の予防専門型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該予防専門型通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 予防専門型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と当該指定通所介護又は当該指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい

る場合については、指定居宅サービス等基準条例第40条及び岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第11号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第78条第1項から第5項又は指定地域密着型サービス等基準条例第19条の3第1項及び岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第13号。以下「指定地域密着型サービス等基準規則」という。）第49条の2第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

（管理者）

第7条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、予防専門型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該予防専門型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第8条 予防専門型通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに予防専門型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 次に定めるとおりとすること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該予防専門型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 予防専門型通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 予防専門型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、予防専門型通所サービスの事業と当該指定通所介護又は当該地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第42条第1項及び第2項並びに指定居宅サービス等基準規則第80条第1項及び第2項又は指定地域密着型サービス等基準条例第19条の5第1項及び第2項並びに指定地域密着型サービス等基準規則第49条の4第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者の責務)

第9条 予防専門型通所サービス事業所の管理者は、予防専門型通所サービス事業所の従業員の管理及び予防専門型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 予防専門型通所サービス事業所の管理者は、当該予防専門型通所サービス事業所の従業者に次条から第42条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第10条 予防専門型通所サービス事業者は、利用者に対し適切な予防専門型通所サービスを提供できるよう、予防専門型通所サービス事業所ごとに従業員の勤務体制を定めなければならない。

- 2 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービス事業所ごとに、当該予防専門型通所サービス事業所の従業者によって予防専門型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービス従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に

係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 予防専門型通所サービス事業者は、適切な予防専門型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第10条の2 予防専門型通所サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (2) 予防専門型通所サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営規程)

第11条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 予防専門型通所サービスの利用定員
- (5) 予防専門型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、予防専門型通所サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該予防専門型通所サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（予防専門型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該予防専門型通所サービス事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容並びにファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 予防専門型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 予防専門型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、予防専門型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がそれらの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の規定による同意を得た予防専門型通所サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項後段の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第13条 予防専門型通所サービス事業者は、正当な理由がなく、予防専門型通所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 予防専門型通所サービス事業者は、当該予防専門型通所サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な予防専門型通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者及び地域包括支援センター（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の予防専門型通所サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第15条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの提供を求められた場合は、その者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者か否かを確認しなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、予防専門型通所サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第16条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない、又は基本チェックリストを実施していない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定の申請又は当該基本チェックリストの実施が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用申込者が受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第17条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成27年岡崎市規則第8号。以下「指定介護予防支援等基準規則」という。）第29条第9号に規定するサービス担当者会議又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業において行われる同等の会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第18条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第19条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないとき又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市に届け出ていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（ケアマネジメント結果等記録）（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を

受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第20条 予防専門型通所サービス事業者は、介護予防ケアプランに沿った予防専門型通所サービスを提供しなければならない。

(介護予防ケアプランの変更の援助)

第21条 予防専門型通所サービス事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービス提供の記録)

第22条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスを提供した際には、当該予防専門型通所サービスの提供年月日及び内容、当該予防専門型通所サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第23条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該予防専門型通所サービスに係る予防専門型通所サービス費用基準額から当該予防専門型通所サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 予防専門型通所サービス事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、予防専門型通所サービスの提供において提供される便

宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 予防専門型通所サービス事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第24条 予防専門型通所サービス事業者は、利用定員を超えて予防専門型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(利用者に関する市への通知)

第25条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく予防専門型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、事業対象者が新たに要支援状態になったと認められるとき、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって予防専門型通所サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第26条 予防専門型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 予防専門型通所サービス事業者は、当該予防専門型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 予防専門型通所サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(緊急時等の対応)

第27条 予防専門型通所サービス従業者は、現に予防専門型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第28条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、予防専門型通所サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

3 予防専門型通所サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 予防専門型通所サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、当該予防専門型通所サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 予防専門型通所サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第30条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31条 予防専門型通所サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第32条 予防専門型通所サービス事業者は、利用者及びその家族からの予防専門型通所サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 予防専門型通所サービス事業者は、提供した予防専門型通所サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力し、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 予防専門型通所サービス事業者は、提供した予防専門型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携)

第33条 予防専門型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した予防専門型通所サービスに係る利用者又は家族からの苦情に関して、市が行う調査その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 予防専門型通所サービス事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提

供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 予防専門型通所サービス事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 予防専門型通所サービス事業者は、第8条第4項の予防専門型通所サービス以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第34条の2 予防専門型通所サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第35条 予防専門型通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(会計の区分)

第36条 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービス事業所ごとに経理を

区分するとともに、予防専門型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 予防専門型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、利用者に対する予防専門型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第2号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス計画
- (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(電磁的記録等)

第37条の2 予防専門型通所サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 予防専門型通所サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(食料及び飲料水の備蓄)

第38条 予防専門型通所サービス指定事業者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(暴力団の排除)

第39条 予防専門型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(予防専門型通所サービスの基本取扱方針)

第40条 予防専門型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 予防専門型通所サービス事業者は、自らその提供する予防専門型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 予防専門型通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 予防専門型通所サービス事業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(予防専門型通所サービスの具体的取扱方針)

第41条 予防専門型通所サービスの具体的な取扱方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。

(2) 予防専門型通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、予防専門型通所サービスの目標、当該目標を達成するた

めの具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した予防専門型通所サービス計画を作成しなければならない。

- (3) 予防専門型通所サービス計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 予防専門型通所サービス事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 予防専門型通所サービス事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画を作成した際には、当該予防専門型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、予防専門型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。
- (7) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (8) 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。
- (9) 予防専門型通所サービス事業所の管理者は、予防専門型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防専門型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該予防専門型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型通所サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行わなければならない。
- (10) 予防専門型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 予防専門型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型通所サービス計画の変更を行わなければならない。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(予防専門型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第42条 予防専門型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 予防専門型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準規則第29条第7号に規定するアセスメントをいう。）又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業において行われる同等のアセスメントにおいて把握された課題、予防専門型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 予防専門型通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 予防専門型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第43条 予防専門型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

- 2 予防専門型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 予防専門型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 予防専門型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（共生型予防専門型通所サービスの基準）

第44条 予防専門型通所サービスに係る共生型サービス（実施要綱第5条第1号イ(ア)

b。以下この条及び次条において「共生型予防専門型通所サービス」という。)の事業を行う指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第百六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第百六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定通所支援基準第百六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の

数を指定生活介護等の利用者及び共生型予防専門型通所サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型予防専門型通所サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第45条 第5条、第7条、第8条第4項及び第9条から第42条の規定は、共生型予防専門型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「従業者」とあるのは「共生型予防専門型通所サービスの提供に当たる従業者（以下「共生型予防専門型通所サービス従業者」という。）」と、第27条及び第28条中「従業者」とあるのは「共生型予防専門型通所サービス従業者」と、第8条第4項中「予防専門型通所サービス指定事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合」とあるのは「共生型予防専門型通所サービス指定事業者が共生型予防専門型通所サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型予防専門型通所サービス以外のサービスを提供する場合」と読み替えるものとする。

(委任)

第46条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和6年3月31日までの間、第10条第3項、第10条の2、第26条第3項及び第34条の2の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなけれ

ば」とする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和7年3月31日までの間、第28条第3項の規定の施行については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。